

森林ボランティア団体向けの主な助成事業

(公社) 秋田県緑化推進委員会

所管	事業名	助成対象となる活動	実施主体	助成(上限)額	募集期間	事業期間	備考	
国土緑化推進機構	緑の募金公募事業	川上と川下の連携や広く一般の参加を呼びかけるなど、広域的な見地から事業効果の波及が期待できる森林整備や緑化推進	所定の要件を満たす営利を目的としない民間団体	200万円(上限)	2/1～3/15	7/1～6/30	県緑推の推薦書を添付して申請	
		・小中学生の森林環境教育のフィードバックと教育・体験活動 ・未来に引き継ぐ地域の象徴的な森林づくり		100万円(上限)				
	「森林ファンド」公募事業	森林・緑・水に対する国民の認識を深めるための普及啓発活動	・所定の要件を満たす民間の非営利団体 ・非営利の法人	100万円(上限)				採択例参照
		森林づくり活動を通じた農山村と都市住民等との交流促進						
県緑推	市民グループ 森林づくり活動支援事業	市民グループ等が行う森づくり活動(植樹、育樹及び環境緑化)	町内会、青年会、老人クラブ、ボランティア団体など	20万円(上限)	3月中旬～ 5月下旬	7/1～ 11月下旬		

2020年度

緑の募金助成ガイド



緑の募金



応募
期間

2020年
2月1日(土)



3月15日(日)

(当日消印有効)

公益社団法人
国土緑化推進機構
National Land Afforestation Promotion Organization

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



対象となる活動

森林ボランティア、里山保全団体およびNPO等による以下の活動

- ①国内外の森と人を元気にする活動
- ②地球の緑を増やし、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献する活動
- ③森づくりのリーダーを育てる活動
- ④森や里山で子どもたちを育むことができる活動

対象となる活動期間

2020年7月1日(水) → 2021年6月30日(水)

対象となる団体の要件

- ①自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。
- ②交付金の使途に係る条件遵守が確実であること。
- ③営利を目的としない民間団体で、次の1から5の要件をすべて満たしていること。
 1. 定款、寄付行為に準ずる規約を有すること。
 2. 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること。
 3. 自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること。
 4. 活動の本拠としての事務所を日本国内に有すること。
 5. 反社会的勢力ではないこと。



一般公募事業

森林整備・緑化推進



■該当する事業

◇複数の都道府県にわたるなど広域的な事業効果の波及が期待され、広く一般参加を呼びかけて行う以下の活動。

- ①森林の整備または緑化の推進。
- ②国民参加の森林づくりの観点から次世代の育成やリーダーの育成に資する森林の整備、および保育所・幼稚園・学校等の園庭・校庭等の緑化の推進。
- ③「教育」や「健康」等の分野で、山村地域における森と人とのかかわりの拡大を推進する森林の整備や緑化の推進。
- ④間伐材等の利用・加工を行うなど、森林循環の促進に通じる森林の整備。
- ⑤その他、上記に準ずる森林の整備または緑化の推進を目的とする事業、イベント等。

■年間助成額(1事業あたりの上限額)：200万円



■ 該当する事業

◇ 海外で行う以下の活動。

- ① 砂漠化防止や熱帯林再生のための森林の整備。
- ② 土砂流出防止・水源かん養・薪炭林造成等のための森林の整備。
- ③ 公園・学校への植樹等による緑化の推進。
- ④ 苗畑整備・育苗や緑化の推進に資する苗木の配付。
- ⑤ 山火事防止等の森林パトロール、被害調査等の森林保全管理。
- ⑥ その他、上記事業に付帯するセミナーや給水施設整備等。

■ 年間助成額(1事業あたりの上限額)：300万円



■ 該当する事業

◇ 複数の都道府県にわたるなど広域的な事業効果の波及が期待され、広く一般参加を呼びかけて行う以下の活動。

- ① 国土保全機能の発揮のための森林の整備または緑化の推進。
(簡易な森林土木工事と一体的に行うものを含む)
- ② 海岸防災林の整備。(簡易な森林土木工事と一体的に行うものを含む)
- ③ 森林の整備と連携して行う林業・森林土木技術の研修。
- ④ 森林の整備と連携して行う普及啓発活動。

■ 事業のタイプ

- (1) 国民参加による災害に強い森林づくりタイプ
- (2) 山村住民と都市住民の協働による森林整備と山村活性化タイプ

■ 年間助成額(1事業あたりの上限額)：300万円



■ 該当する事業

◇ 小・中学生の「森の学び」を支援するとともに、森林環境教育のフィールドとしての地域のシンボルとなる森づくりを目的とした以下の事業。

※①から③の全てを満たすこと。

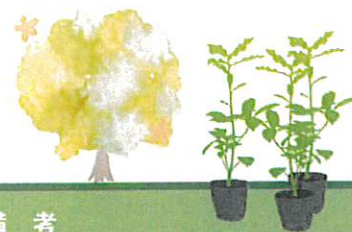
- ① 小・中学生の「森の学び」(森林環境教育)のフィールドづくりと教育・体験活動等を行う事業。
- ② NPO、ボランティア団体、自然学校、自治会等の組織が単独、または地方自治体、小・中学校等と連携して企画・実施すること。
- ③ 整備した森林が将来に亘って、確実に維持管理できる実施体制や仕組みが具体的に計画されていること。

■ 年間助成額(1事業あたりの上限額)：100万円



経費について

対象経費一覧



科目	内容	備考
行動費	宿泊費	● ボランティアの宿泊費 ※宿泊費の上限は、3,000円/人・日を限度とする
	交通費等	● 公的交通機関運賃 ● バス・レンタカー借上料 ※集合解散場所から現地までの交通経費 ※関係自治体等との打合わせに係る交通経費 ● 機材燃料費等
	保険費	● ボランティア保険等
環境整備費	作業路整備費 地拵・整地費等	● 重機作業、大径木伐採、シカ柵設置等の委託経費 ※特殊な機材、専門的な技術を必要とし、団体会員では実施が困難な作業 (安全上問題がある等)に限る
	その他	● 看板・標柱の作成・設置経費 ● ホームページ・印刷物等の制作経費 ※承認された事業内容の普及に係るものに限る
資材費	機械・器具費	● チェーンソー、刈払機等購入・借上費 ※購入経費はチェーンソー 50,000円/台、 刈払機 35,000円/台以内で各2台まで (基準価格を上回る部分は団体負担となる) ● 安全作業用の器具・機械等消耗品費
	苗木代等	● 苗木、支柱、食害防止資材費等
	その他	● 看板資材、その他資材費
資材等運搬費	運搬費	● 作業用資材等の運搬経費
指導者経費	謝金等	● 外部から招聘した講師の謝金、旅費及び宿泊料 ※謝金は、著しく高額なものとならないよう根拠を明確にし、 人数、単価、日数を申請書に明記する
事務費	人件費	● 事業の企画・調整に要する人件費、その他事務費 ※事務費は交付金額の10%以内(特定公募事業は20%以内)で、 人件費は10万円を上限とする
	事務用品・印刷・通信費	

対象外経費について

- ボランティア活動における作業労賃、食材、飲食費
- 国際協力事業の実施対象国までの渡航費
- ピオトープやウッドテラスなどの設置等の外部委託経費
- 傾斜や植生の条件等からみて団体会員による作業が可能と判断される作業の外部委託経費
(下刈り、歩道整備、整地等)

- イベントの記念品
- 花苗などの草本の苗、不適樹種や特殊樹種など緑化事業の目的・内容に相応しくない苗木
- 内部講師に対する謝金
- 団体の通常運営経費、資産形成、施設に係るもの
- 承認された事業との関係が不明な印刷・通信費